

家電リサイクルをすすめてみましょう！

平成13年4月1日より家電リサイクル法がスタートしています。

◆家電リサイクル法のしくみ

家電リサイクル法は、家庭や事業所から排出された家電製品(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)の有用な部品や材料をリサイクルして廃棄物を減らし、資源の有効活用を推進するための法律です。

この法律では、家電製品の販売店に収集・運搬の義務を、家電メーカーにリサイクルの義務を課し、家電製品を使った消費者は、使わなくなった家電製品の適正な引き渡しとリサイクル料金・収集運搬料金の負担をするという役割分担になっています。

◆対象製品

- エアコン
 - テレビ(ブラウン管式)
 - 冷蔵庫
 - 洗濯機
- の4品目が対象になります。

◆不法投棄は法律で禁じられています

もし、対象となる家電製品を、ごみ収集所や山林などに捨てた場合は「5年以下の懲役、または一千万円以下の罰金若しくは併科」という重い罰則がかかります。

家電製品は永く、大切に使い、役割を終えた後は家電リサイクル法にしたがって、家電製品の販売店などに引き取ってもらいましょう。

問合せ 地域振興課 環境保全室



不法投棄されたテレビ

消費者が負担する費用

再商品化費用(消費税別) 1台につき

エアコン	3,500円
テレビ	2,700円
冷蔵庫	4,600円
洗濯機	2,400円

+

収集運搬費用

※小売店により異なりますので詳しくは小売店にお問い合わせください。

◆私たちの負担費用は?

家電製品を引き渡す際、各メーカーが決めたリサイクル料金と、販売店などが決めた収集運搬料金を支払ってください。リサイクル料金を支払ったら、家電リサイクル券の写しを必ず受け取ってください。

再資源化物の回収品目についてのお知らせ

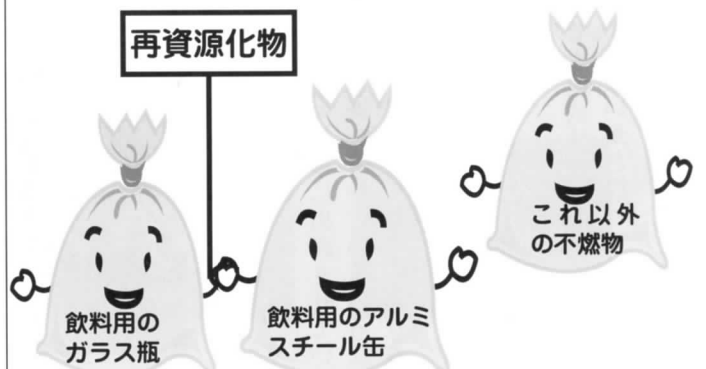
◎2月・3月における再資源化物の

飲料用のガラス瓶・飲料用の缶の出し方

リサイクルプラザの稼動に伴い、不燃物として持ち込みされていたガラス瓶(飲料用に限る)・飲料用の缶については、再資源化物としてリサイクルしますので、「飲料用のガラス瓶」・「飲料用の缶」・「これ以外の不燃物」の品目ごとに必ず分別をして指定袋に入れてステーションにだしてください。



再資源化物



うぐいすホール 催し物案内

【チケット情報】

3/15(土) 絶賛発売中!
南こうせつコンサートツアー2003



4/19(土) 一般2/19~ 会員2/14~
天野宣&阿羅漢 和太鼓パーカッションアンサンブル
“混織妙音(こんしよくみょうおん)”



昨年大好評をいただいた天野宣&阿羅漢。あの超迫力の和太鼓アンサンブルが再びよみがえります。

- 午後6時30分開演
- 全席自由 一律3,500円【大学生・高校生 2,000円、中学生・小学生 1,500円 ※未就学児童入場可】
- 送迎バス 都留市駅前 午後6時発(片道200円)

【電話予約】 うぐいすホールチケット予約担当
AM10:00~PM4:00 ☎(43)0103(火曜、祝翌日休館)
【各公演の問合せ】 (財)都留楽友協会 ☎(43)1515
【ホームページ】 <http://uguisu.city.tsuru.yamanashi.jp>
【市内プレイガイド】
都留市文化会館 ☎(43)1321
ファミリーマートかぶとや都留店 ☎(45)1855
セブン・イレブン田原3丁目店(吉田屋) ☎(43)7768